

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる 岩手県づくり条例に係る対応等について

1 経緯

「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」（以下「本条例」という。）は、附則において「施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されており、本年7月1日をもって3年を経過することから、これまで、障害者施策推進協議会などの場において検討の進め方等について了解をいただきながら、各種団体から意見を募集し、検討を行ってきた。

2 対応等

（1）関係機関等からの意見聴取

- 各市町村及び障がい福祉サービス事業者等に対し、3月25日に開催した「障害者総合支援法及び改正精神保健福祉法の施行等に向けた制度概要説明会」において本条例について説明を行い、意見を募集した。また、障がい関係団体に対し、3月28日付文書による意見照会を行った。
- 出された意見については、【意見一覧】（2～3ページ）のとおりとなっており、本条例の見直しに関する意見はなかった。

（2）県における対応

- 御意見に関する県の施策・事業等の取組状況等を確認し、既に実施しているものについては、より効果的な方法により取組を進めるとともに、取組が行われていないものについては、御意見を踏まえながら、今後検討する考え。（なお、これらの施策・事業等を進めるに当たっては、当面、現行の条例で対応できるものと考えているところ。）
- 御意見については、各団体等に対し回答するとともに、県ホームページで公表するとともに、本条例そのものについても引き続き周知に努めていく。

3 本条例に係る今後の課題

（1）障害者差別解消法への対応

平成25年6月に障害者差別解消法が公布され、今後、平成28年度の施行に向け、国から基本方針やガイドラインが示される見込みであるが、この内容によっては、各市町村社協で不利益な取扱いに対する相談を受け付けている現在の体制を改めるなどの必要がある。

（2）本条例の普及啓発等

ア 本条例の継続的な周知（条例第11条関係）

本条例は、継続的に県民の意識に訴えていくものであることから、障がいのある人や関係者のほかに、広く県民に対し一層の周知に努めていく必要がある。

イ 相談窓口及び相談対応制度（条例第 15 条関係）

- ① 相談窓口での不利益な取扱いに関する相談件数が少ないことから、相談窓口の存在を広く県民に周知し、表面化していない不利益な取扱いについて相談につなげていく必要がある。
- ② 相談窓口等の職員に対し、本条例や障害者差別解消法の周知・理解を図る必要がある。
- ③ 不利益な取扱いの問題は、障がいのある人の生活と密接に関わっていることが多いことから、市町村や相談支援機関との連携を図っていく必要がある。

ウ 県職員の理解の促進（条例第 10 条関係）

知事部局等の職員に対し、昨年度まで広域振興局単位で年 4 回、教育委員会関係では新採用職員研修等で研修を実施した。本年度は、県警察学校において研修を実施（7 月 22 日）。

【意見一覧（提出団体：8、意見数：22）】

No.	関係条項	団体名	意見（要旨）	対応状況等（要旨）
1	第 9 条（交流機会の拡大）	岩手県肢体不自由児・者父母の会	社会参加の促進のためには、交通インフラの整備が急務である。	鉄道駅へのエレベータ、誘導警告ブロックの設置や、低床バスの購入補助等を行っており、今後もバリアフリー化を推進する。
2	第 6 条（県民等の役割）	〃	介護者教育カリキュラムに、身体障がいの特性教育を組み入れる必要がある。	介護従事者のスキルアップにつながるよう研修内容の充実について検討する。
3	第 11 条第 2 項（不利益な取扱いの解消）	〃	全ての公共施設にスロープ、身障者用トイレの設置を義務付けてほしい。	ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、スロープや身障者用トイレの整備など公共的施設整備基準を定めている。また、特定公共的施設新築等の際には、県への事前協議を義務付け、よりよい施設整備が行われるよう働きかけている。
4	第 12 条（教育の支援体制）	〃	健常児と共に学ぶ教育体制の充実	特別支援学校に在籍する児童生徒は、当該居住地域の小・中学校との間で交流、共同学習に取り組んでいる。
5	第 14 条（関係団体等支援）	〃	身体障がい者及び家族の会への支援	障がい者団体との意見交換を通じ、支援のあり方を検討する。
6	第 15 条（相談、助言等）	〃	相談窓口については、身近な障がい福祉サービス事業所の活用が望ましい。	市町村社会福祉協議会に相談受付窓口を設置しており、市町村や相談支援事業所等との連携を図るよう努めていく。
7	第 14 条（関係団体等支援）	岩手県身体障害者福祉協会	障害当事者団体の育成と組織強化を推進してほしい。	障がい者団体との意見交換を通じ、支援のあり方を検討する。
8	第 5 条（市町村の役割）	〃	各市町村に、随時・定期的に相談できるような相談窓口の設置を要望する。	市町村の設置状況について把握するとともに、要望について市町村にお伝えする。
9	第 9 条（交流機会の拡大）	〃	岩手県障害者スポーツ協会の設立を要望する。	他県の設立・運営状況を参考にしながら検討する。
10	第 9 条（交流機会の拡大）	〃	国体冬季大会への障がい者参加種目を設けてほしい。	国体冬季大会の実施競技については、大会基準要項により定められており参加は難しいが、前走などでの参加の可能性を検討していく。
11	第 14 条（関係団体等支援）	奥州市身体障害者福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、災害時における障がい者等の避難に関し、必要に応じ個人情報を利用できるようお願いします。 ・「おねがいカード」については日常生活でも必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成を働きかけている（名簿作成に当たっては、避難支援等関係者に必要な情報が提供されるよう地域防災計画等で定めることとされている。）。 ・「おねがいカード」について理解が図られるよう啓発に努めていく。

No.	関係 条項	団体名	意見（要旨）	対応状況等（要旨）
12	第5条（市 町村の役 割）	日本ALS 協会岩手県 支部	一人で外出できない車イスの在宅療 養者が、交流会や総会等に参加する際 の介護タクシー料金が負担となってい る。	移動支援に関する事業を行う市町村に対 し、要望があったことをお伝えする。
13	第14条（関 係団体等支 援）	岩手喉友会	発声訓練への参加募集に関し、対象と なる人がわかるよう、個人情報の提供 について要望する。	個人情報保護条例の規定により個人情報の 提供はできないことから、関係団体の協力 を得ながら、活動の周知により会員確保に 努めていただきたい。
14	第9条（交 流機会の拡 大）	岩手県社会 福祉協議会 障がい者福 祉協議会	・障がい者向け事業だけでなく、高齢 者向け事業との連携も必要である。 ・希望郷いわて大会に参加するボラン ティアを将来の福祉人材とする工夫 が必要である。	・高齢者を対象とする事業で、連携や共催 が可能なものがないか検討していく。 ・選手団サポートボランティアの養成を行 っているほか、運営ボランティアについて は27年度に募集する予定である。育成方法 については、今後、関係団体等と検討を進 めていきたい。
15	第12条（教 育の支援体 制）	〃	教員を対象に、障がいに対する理解促 進の取組を進めてほしい。	特別支援教育については、幼稚園、小・中 学校、高等学校の全ての教員を対象に、各 種研修会で実施しているところ。
16	第11条（情 報提供、意 見聴取）	〃	条例と障害者虐待防止法、障害者差別 解消法との関連性をどのように理解 するか戸惑っている方がいるように 思う。普及啓発とともに条例の周知を 改めて行う必要がある。	条例や法律については、各種研修やリーフ レット等により周知を図っているが、御意 見も参考として、一層の周知に努める。
17	第14条（関 係団体等支 援）	〃	県、市町村、障がい当事者団体等との 連携により、虐待防止に関する新たな 内容のセミナー等の開催を望む。	市町村や事業所等を対象とした障害者虐待 防止研修の開催のほか、リーフレットの作 成やラジオCM等により啓発に努めている が、虐待防止に向けた効果的な取組を検討 する。
18	第11条（情 報提供、意 見聴取）	岩手県視覚 障がい者福 祉協会	障がい者が社会生活を営む上で何が 障害になっているか理解するため、 個々の障がい特性を啓発すべきであ る。	障がいのある人に対する理解が深まるよ う、リーフレット作成やラジオCM等によ り啓発に努めているが、御意見は今後の取 組の参考とする。
19	第6条（県 民等の役 割）	〃	視覚障害者に対する合理的配慮とし て、行政等から送付される文書の内容 を封筒表面に記載するなど配慮願 いたい。	平成28年4月に施行される障害者差別解 消法においては、障がいのある方に対する 合理的な配慮について規定されていること から、今後対応について検討していく。
20	第6条（県 民等の役 割）	〃	視覚障がい者雇用率拡大に向けた啓 発を要望する。	障がい者の雇用の維持及び雇用の一層の促 進を図るため、各企業に対し要請活動を行 っており、今後も引き続き取組を行ってい く。
21	第6条（県 民等の役 割）	〃	視覚障がい者に対する代筆、代読の支 援（合理的配慮）	平成28年4月に施行される障害者差別解 消法においては、障がいのある方に対する 合理的な配慮について規定されており、今 後対応について検討していく。
22	第11条（情 報提供、意 見聴取）	C I L もり おか	一定規模以上の特定公共的施設につ いては、意見聴取会を開催するなど し、点字ブロックやスロープの位置、 トイレの形状等に反映させてほしい。	県が新築・新設する一定規模以上の特定公 共的施設に係る意見聴取会については、適 宜開催することとしており、意見等を施設 づくりに反映させているところ。